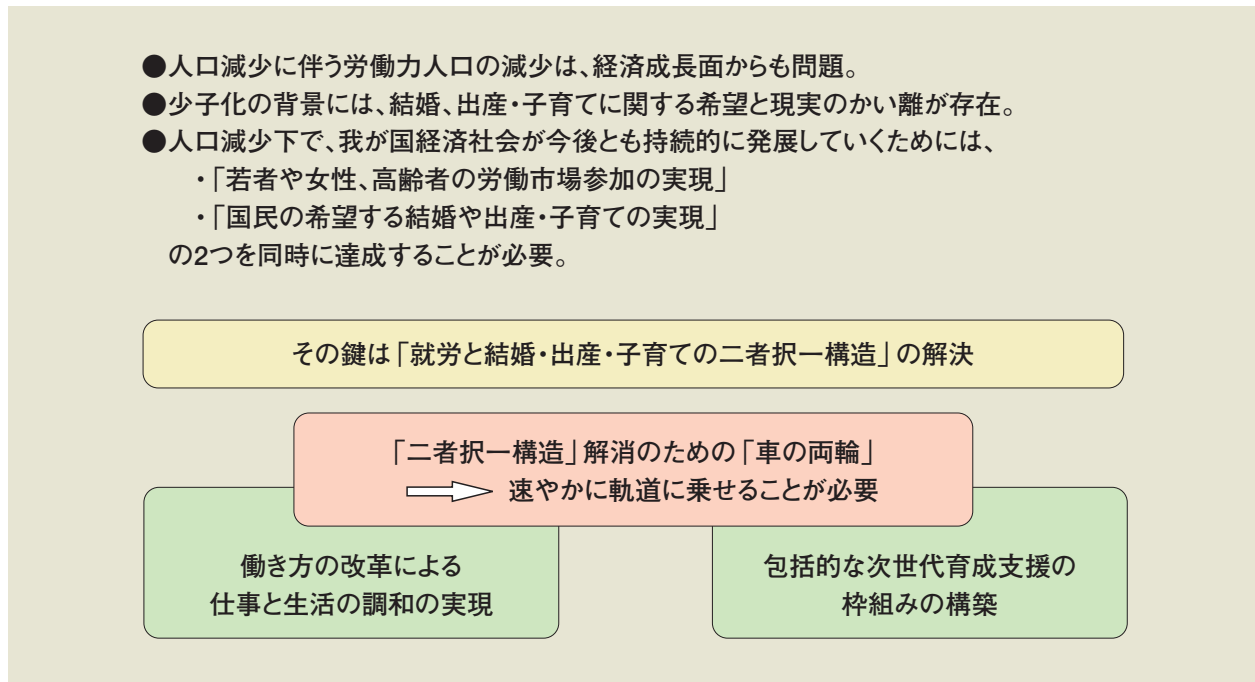


## 第1-2-14図 重点戦略策定の視点



### 3 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和の推進に関しては、2007（平成19）年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、憲章及び行動指針が決定され、今後、これらを踏まえ、官民一体となった取組を推進していくこととされた。これらの具体的な内容については、次章において詳しく紹介する。

### 4 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

#### （現行の給付・サービスの制度的な課題）

現行の次世代育成支援に関連する給付・サービス全体を担う児童福祉、母子保健、医療保険、雇用保険等の各制度は、それぞ

れの制度の考え方に基づいて給付内容や費用負担の方法等が定められ、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていない。また、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さく、家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとはいえない状況にある<sup>6</sup>。

欧州諸国の経験に照らせば、現金給付、現物給付のバランスをとった家族政策の充実が必要であるが、

- ・今後、我が国が急速な人口減少、労働力人口の減少に直面する中で、誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備を進め、就業率の向上を図ることが必要であり、
- ・また、出生率の回復したフランスなど

6 国立社会保障・人口問題研究所「平成17年度社会保障給付費」をみると、高齢者関係給付費は61兆7,079億円（全体の70.2%）であるのに対し、児童・家族関係給付費は3兆5,637億円（全体の4.1%）となっている。なお、本統計は、ILO基準であり、OECD基準の社会支出と比べ、施設整備費などの直接個人に移転されない費用は計上されていない。